

連携に関する留意事項

(1)連携する企業等の範囲

- ・ 公民連携の取組の実施にあたっては、関西広域連合構成団体（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市。以下「構成団体」という。）の住民の理解を得られることが大切です
- ・ このため、関西広域連合広域産業振興局（以下「広域産業振興局」という。）は、法令等に違反する行為のあった企業等、構成団体の住民の理解が得られない企業等とは連携を行いません

【連携を行わない企業等の例】

- ①法令等に違反する行為のあったもの又はそのおそれのあるもの
- ②公序良俗に反する活動を行うもの又はそのおそれのあるもの
- ③税等の未納があるもの
- ④構成団体の入札参加停止措置を受けているもの又は構成団体の入札参加停止要綱などに該当する行為を行ったもの
- ⑤人権侵害の事象があったもの又はそのおそれのあるもの
- ⑥政治活動を助長するおそれのあるもの
- ⑦宗教活動を助長するおそれのあるもの
- ⑧暴力団員及び暴力団密接関係者によるもの
- ⑨その他広域産業振興局が連携しないことが適切と認めるもの

(2)知的財産権等の取扱い

- ・ 公民連携の取組において知的財産権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、広域産業振興局及び企業等は、相手方に通知することとします
- ・ この場合において、当該知的財産権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、双方協議して定めるものとします

(3)公費支出等についての考え方

- ①連携における公費支出及び適正な手続きについて
 - ・ 広域産業振興局が窓口となる公民連携の取組においては、関西広域連合は公費の支出は行いません
 - ・ 公費が伴う調達や各種許認可、行政財産の貸付等について、広域産業振興局は法令等に基づき、適正な手続きを経て行うものとします

②協賛・寄附等について

- ・ 広域産業振興局と企業等の双方にとってメリットが生まれること、継続的な連携を築くことを重視する観点から、広域産業振興局から企業等に対して、単なる「協賛金」や「寄附」の依頼は行いません
- ・ また、広域産業振興局へのご寄附・ご寄贈のお申出については、広域産業振興局の施策や事業と連携できない場合には、お受けできません
- ・ 公民連携の取組につながらない単なる営業については、ご遠慮いただきます